

指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与運営規程

（事業の目的）

第1条 (株)ヒロセの介護が運営する 福祉用具貸与事業所 ヒロセの介護(以下「事業所」という。)が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活が過ごすことができるよう指定福祉用具貸与等を提供することを目的とする。

（指定福祉用具貸与等の運営方針）

第2条 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、事業を実施するものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス提供者等(以下「関係機関」という。)との綿密な連携を図り、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具及び介護予防福祉用具(以下「福祉用具等」という。)選定の援助、調整等を行ったうえで、福祉用具等を貸与し、利用者の日常生活の便宜を図るとともに利用者を介護する者の負担軽減を図るものとする。

3 前項のほか、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令第37号)」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚労令第35号)」の定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ヒロセの介護
- 2 所在地 新潟市北区北陽2丁目770番地72

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は以下のとおりとする。

- 1 管理者 1人

事業所における従業者の管理、指定福祉用具貸与等の申し込みの係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定

福祉用具貸与等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 福祉用具専門相談員：常勤換算で 2.0 人以上

指定福祉用具貸与等の提供に関し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、福祉用具等に関する情報提供並びに貸与する福祉用具等の点検、使用方法の指導及び使用状況の確認その他必要な援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日及び営業時間は次のとおりにする。

- 1 営業日は月曜日から金曜日までとする。
- 2 営業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(指定福祉用具貸与等の提供方法及び取扱種目)

第 6 条 指定福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれた状況等を十分勘案し、利用者の要介護状態若しくは要支援状態の改善等又は介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行うものとする。

- 2 指定福祉用具貸与等の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具等の貸与を行うものとする。
- 3 事業所で取り扱う福祉用具等の種目は次のとおりとする。

- (1) 車いす
- (2) 車いす付属品
- (3) 特殊寝台
- (4) 特殊寝台付属品
- (5) 床ずれ防止用具
- (6) 体位変換器
- (7) 手すり
- (8) スロープ
- (9) 歩行器
- (10) 歩行補助つえ
- (11) 認知症老人徘徊感知機器
- (12) 移動用リフト

(使用料その他の費用の額)

第 7 条 指定福祉用具貸与等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年 2 月 10 日厚告第 19 号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用

の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告127号)」に定める基準に従って事業所が利用者に提示する金額とし、法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 福祉用具等の搬入に特別な措置を要する場合は、その要する経費について、実費を徴収するものとする。

3 サービスの利用開始月及び終了月の利用料は、次のとおりとする。

利用開始又は終了の時期	利用料
利用開始日が開始月の15日以前の場合	1か月分の利用料の全額
利用開始日が開始月の16日以降の場合	1か月分の利用料の半額
利用終了日が終了月の15日以前の場合	1か月分の利用料の半額
利用終了日が終了月の16日以降の場合	1か月分の利用料の全額
利用開始日と終了日が同月の場合	1か月分の利用料の全額

4 事業所には、その取り扱う福祉用具等の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は新潟市、及び新発田市とする。

(事業提供にあたっての留意事項)

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定福祉用具貸与等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認する。

3 指定福祉用具貸与等の提供を行う従業者は、常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときには、これを提示する。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は福祉用具等を常に清潔な状態で貸与するものとし、回収した福祉用具等を、材質、種類等から判断し、適切な方法で消毒を行い、未消毒の福祉用具等と明確に区分して保管するものとする。

3 事業者は、事業所内の設備及び備品について、衛生的な管理を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族並びに介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）

第12条 事業者は、提供した指定福祉用具貸与等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下、「市町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

（秘密保持）

第13条 事業所の従業者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業所は、サービス担当者会議で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

（従業者の研修）

第14条 事業者は全ての従業者に対し、その資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年に1回以上実施

（記録の準備）

第15条 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供に関する各号に掲げる記録

を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 福祉用具等の消毒の確認状況(※消毒を他事業所に委託している場合)
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この運営規定は平成23年4月1日から施行する。

令和元年12月10日、一部修正(第8条、第15条)。